生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第10条第１項の規定に基づき、実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

１．新技術等実証の目標
２．次に掲げる新技術等実証の内容
⑴　新技術等及び革新的事業活動の内容
⑵　法第２条第２項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法
⑶　法第２条第２項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法
３．新技術等実証の実施期間及び実施場所
４．参加者等の具体的な範囲
５．新技術等関係規定の条項
６．具体的な確認事項
７．その他

（備考）
１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．新技術等実証の目標
　新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
２．新技術等実証の内容
⑴　「⑵」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
⑵　「⑶」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
３．実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
４．具体的な確認事項には、新技術等関係規定の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第六（第３条関係）

新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈等に関する回答書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで別添により確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

１．新技術等関係規定の解釈及び新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用関係並びにその理由
２．現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
３．その他

㈱　本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第七（第４条関係）

新技術等実証計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．新技術等実証の目標
２．次に掲げる新技術等実証の内容
⑴　新技術等及び革新的事業活動の内容
⑵　法第２条第２項第１号に規定する実証の内容及びその実施方法
⑶　法第２条第２項第２号に規定する分析の内容及びその実施方法
３．新技術等実証の実施期間及び実施場所
４．参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
５．新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
６．法第２条第２項第２号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項
７．規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施する場合には当該規制の特例措置の内容
８．連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
９．その他

（備考）
１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．新技術等実証の目標
　新技術等実証の目標（新技術等実証を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す実証の方向性）を、新技術等実証の後に行おうとする革新的事業活動を踏まえて要約的に記載する。
２．新技術等実証の内容
⑴　「⑵」には、実証を適切に実施するために必要となる措置についても記載する。
⑵　「⑶」には、新技術等の実用化に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていなかったような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一層適切に達成することが可能である等の仮説を、「実施方法」には、分析に使用する情報・資料をそれぞれ記載する。
３．実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。
４．新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
⑵　法第16条の規定に基づき、信用保証協会の制度を利用して金融機関から融資を受けようとする場合には、借入先金融機関名を示しつつ、その旨を記載する。
⑶　社債又は資金の借入れについて法第18条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受けようとする場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ記載する。
５．既存の法令に規定されている特別認可制度等の活用が見込まれる場合は「６．法第２条第２項第２号に規定する規制に係る新技術等関係規定の条項」にその旨を記載する。